

法的救済手段としての追完請求権の位置づけ

—ドイツ売買法における追完費用の賠償請求問題からの示唆—

萩原基裕

I はじめに

1. 本検討の問題関心

本稿は、2018年5月23日の大東文化大学法学研究所主催の定例研究会にて、昨年度に従事した海外研究員としての成果の趣旨を報告したものをまとめたものである。紙幅の都合により削除し、あるいは簡略化せざるを得ない記述もあることをご容赦願いたい。なお、本検討に関しては別稿にてより詳細な論述を試みている。

本検討では以下のような場面が問題関心の中心となる。例えばビルを建設する目的でXがYからある土地を購入したところ、建設工事の過程で地中に廃棄物が埋蔵されていたのを発見したとする。ここで、X自身が廃棄物を除去したとする。この場合にはXが廃棄物の除去のための費用を負担したことになるが、この費用をYに対して賠償請求することはできるであろうか。ここで裁判例を見ると、下級審を中心に多くの判例で、買主自身が瑕疵を除去したという場合にその費用を570条に基づく損害賠償として売主に請求できるとされているようである⁽¹⁾。少なくとも多くの判例に従うのであれば、目的物に隠れた瑕疵があることを発見した買主は、瑕疵を自ら修補するなどして生じた費用について、570条の枠内でこれを売主に転嫁可能であることになるといえる。

では、2020年より施行予定である改正民法ではどうか。改正民法では570条に相当する条文は削除されたため、上記のような事例では、買主がその費用の賠償を売主に求める場合、その請求原因は改正415条に集約されることになる。しかし改正415条では現行415条と同様に、損害賠償のためには「本旨不履行」と「債務者の責めに帰すべき事由」が求められる。ここで先の事例のような事態が生じた場合、「売主＝債務者の責めに帰すべき事由によって買主＝債権者に損害が生じた」といえるであろうか。

2. 瑕疵の除去費用の賠償請求と改正415条

他方で、本旨不履行＝目的物に瑕疵（改正562条の表現では契約不適合）があるのであ

れば、たいていは債務者の責めに帰すべき事由が認められるので、買主自身が瑕疵を除去するために要した費用の賠償も、売主＝債務者の責めに帰すべき本旨不履行から生じた結果として、改正415条に従って賠償請求できるとい考え方もできるかもしれない。法制審議会における岡委員と住友関係官のやり取りを見る限りではそのような考え方も可能であるように思える⁽²⁾。

しかし、「買主自身が瑕疵を除去したことによって生じた費用」の賠償は、「目的物に契約不適合があった」ということによって生ずる損害なのであろうか。改正415条2項では、履行不能（およびそれに類する事情）によって生じた損害の賠償を、同条1項とは別に規定している。そして改正民法では562条に買主の追完請求権が新設されることになっている。この改正415条の構造と改正562条による追完請求権の存在からすれば、売買契約の目的物に契約不適合がある場合、買主はまず改正562条に従って売主に対して追完を請求すべきであり、請求にもかかわらず売主がこれに応じない、あるいは追完が失敗するといった場合にはじめて買主自身による追完が問題となるのであって、この段階ではじめて買主自身が追完をしたことで生じた費用の賠償が、改正415条2項を通じて請求可能となる考えるべきではないであろうか。つまり、追完請求という問題に関しては「追完＝完全履行が遅れていることによって生じた損害」は改正415条1項の問題であるが、「売主による追完が不能であるために、買主自身が自ら、あるいは第三者を通じて追完を行ったために生じた費用」に関しては、改正415条2項の問題と捉えられると考えられる。しかしそうであるとする、「完全履行ができていない」という点に売主の帰責事由を認めることができるとしても、買主自身が追完をしてしまったという場合には、「完全履行ができなかった」という点に売主に帰責事由ありとは言えない場合も出てくるのではないか。さらには売主による追完が可能であるにもかかわらず、買主自身が追完をしてしまったという場合を改正415条2項という履行不能の場面としてとらえることができるのか、という疑問が生ずる。

他方でこのように考える場合、契約に適合する完全な履行をすることがそもそも売主の義務であり、追完に要する費用もその債務を履行していない売主が負担するべきであるのに、買主が追完請求をせずに自ら追完をしたために、追完の不能につき売主に責めに帰すべき事由がないということで、この費用を結果として買主自身が負担しなければならないという結果になることは、妥当といえるであろうか。つまり、「売買契約の目的物に契約不適合がある場合、買主が売主に対して追完を請求することなく自ら、あるいは第三者によって追完をして、その結果として生じた費用を売主に請求することは可能か、可能とすればどのような手段によってか」という問題が改正民法では生ずる恐れがある。

そこで本稿では、2002年の債務法改正によって改正民法の562条の定める追完請求権に相当する買主の追履行請求権を導入したドイツ法の経験を参考に、この問題について検討を加えることとしたい。

II ドイツの状況

1. 債務法における追履行請求権の優位

ドイツ新債務法では、債務者の追履行請求権が導入されることとなった。さらに特徴であるといえるのは、これらの法的救済を買主＝債権者が任意に選択して行使できるというわけではなく、法典構造上、追履行が債権者にとっての第一次的な請求権となるように設計されたという点である。

BGB437条各号には、目的物に瑕疵がある場合に買主が行使可能である各種の法的救済が列挙されている⁽³⁾。これだけに着目すると、先に掲げたような法的救済を買主が任意に選択をして行使できるようにも読める。しかしそれぞれの権利について具体的に規定をしている条文を見ると、そうではないということがわかる。

たとえば損害賠償請求の根拠条文であるBGB281条1項1文には次のように書かれている。すなわち「債務者が弁済期にある給付を実現せず、債務通りに実現しない限りで、債権者が債務者に対して設定した給付あるいは追履行のための適切な期間が徒過した場合、債権者は280条1項の要件の下で給付に代わる損害賠償を請求できる」(下線は筆者による)。これは他の解除といった他の法的救済についても同様である。以上のように、目的物に瑕疵がある場合に買主がまず追履行請求をするということが、他の法的救済の要件として規定されている。このように、BGBでは追履行請求権が他の法的救済に対して優先的に行使されるべき法的救済として設計されたことになる⁽⁴⁾。

2. 追履行の優位の根拠

(1) 旧売買法における瑕疵ある目的物の買主の法的救済の体系

旧BGB売買法では、追履行が認められていないというわけではなかったが、新債務法と比べ、追履行が認められていないわけではないが非常に限定的であった⁽⁵⁾。それでは、新債務法において追履行の地位が引き上げられた理由は何か。その主たる理由は、瑕疵なき物の給付という義務に違反した売主に対して、第二の履行の機会を与えることが両当事者の利益に合致し、合意は守られるの原則にもかたう⁽⁶⁾、という点にあるようである。すなわち、旧BGBにおける考え方では契約に違反した債務者は信頼に値しないため⁽⁷⁾、債権者の法的救済を考えるにあたって、不履行をした売主側の利益を考慮する必要はない、

つまり瑕疵の修補や瑕疵なき物の引渡しによって売買代金を全額得る機会を保障せずともよいとされていた。他方で現在の考え方では⁽⁸⁾、現代の買主の法意識では、瑕疵ある物が引渡される場合には、瑕疵ある売買目的物が修補され、あるいは交換されることを望むために追履行請求権が前面に出てくる。そしてこれは売主の利益にも一致するとなっているとされている。そしてここでいう売主の利益とは、例えば即時に契約を解除されるのではなく、第二の履行の機会が与えられることで解除と結びつく経済的な不利益を回避できることにあるという。

3. ドイツ債務法における追履行の優位の徹底

(1) 追履行の優位と自己措置の関係—自力での瑕疵の修補の問題

①ダウン区裁判所 2003 年 1 月 15 日判決 (NJW-RR 2003, 1465)

[事案の概要]

詳細な事実関係は不明であるが、原告 X が購入した自動車に瑕疵があったため第三者に修理させ、その費用を損害賠償として被告である売主 Y に請求したという事案のようである。X は引渡しの際に瑕疵が存在し、Y が知りうべきであったと主張し、Y は瑕疵の存在そのものを否定した。

[判旨]

請求棄却。ダウン区裁判所は自動車に瑕疵があったかどうかを認定する必要はなく、その理由として損害賠償請求権の前提である追履行請求が本件ではなされていなかったために、請求権そのものが否定されるからであるという。売主は追履行に必要な費用のすべてを負担する必要があるため、自動車が全く始動しないとしても買主にリスクはないうえに、原告提出の証拠によれば、瑕疵は暖房設備と車体の一部に関係しており、被告の工場まで自動車を運ぶことは全く可能であったという。

ダウン区裁判所は、追履行のための期間設定がなかったことから、買主の法的救済の要件が備わらない以上、修補費用の賠償請求はできないと判断した。この判断自体は BGB における法的救済の条文構造に忠実に則ったものであるといえる。しかしこの判決に対し、ローレンツ *Stefan Lorenz* が批判的な注釈を加えた⁽⁹⁾。第一にローレンツは、ダウン区裁判所が「期間設定要件がないこと」を理由に請求を退けた点を批判する。すなわち①原告(買主)は被告(売主)に対して追履行のための期間を設定せずに瑕疵を修繕した。②これによって売主による追履行は不能になった。③そのため損害賠償請求の問題は BGB280 条 1 項および 3 項と 281 条ではなく、BGB283 条(給付請求権が排除される場合の損害賠償)の問

題とされるべき。④そして追履行の不能について売主側に帰責事由がないために損害賠償請求の要件が満たされないというべきという。

次にローレンツは、買主の帰責事由による不能の問題であることから売主の反対給付請求権は存続する（BGB326条2項1文）が、給付不能によって免れた支出があればそれを反対給付請求権で計算する必要がある（BGB326条2項2文）ことから⁽¹⁰⁾、被告は買主の支出した修繕費用を償還する必要があるという。ただしローレンツは、この規定によって償還しなければならないのは「買主が支出した修繕費用」ではなく、「追履行が請求されていれば売主が負担しなければならなかったであろう費用」に限定されるという。しかしこの意見は、その後の下級審判決において受け入れられることはなかった⁽¹¹⁾。

(2) BGHの見解

② BGH2005年2月23日判決（BGHZ 162, 219ff.）

〔事案の概要〕

原告である買主Xが被告である売主Yから新車を購入した。これについて訴外Aが製品保証の合意を引き受けていた。しばらく車を使用したのち、エンジンに損傷が生じたためにXがAにこれを通知したところ、Aからは当該損傷は保証外である旨の通知があった。Xはその後訴外修理工場Bにエンジンを交換させたが、Yにこれを通知することはなかった。Xは車の製造業者のドイツ法人である訴外Cにも修理費用の賠償を求めたが、結局修理費用の負担が拒絶されたため、XはYに対して修理費用の負担を要求した。

〔判旨〕

請求棄却。BGHは下級審判決（ギーセン地方裁判所2004年3月10日判決（NJW 2004, 2906f.））の判断を是認したうえで、追履行（エンジンの損傷の除去）のための期間が設定されていないこと、期間設定が不要ではなかったことから原告に請求権はないとした。またBGB326条2項2文による費用償還請求についても同様に否定するが、趣旨は以下の通りである。

①買主が期間設定をせずに自ら瑕疵を修補した場合にその償還を認めることは、立法者が売買法において意図的に排除した自己措置権を認めることになる⁽¹²⁾。②BGB437条以下の基礎となっている追履行の優位が無意味になってしまう。追履行の優位は売主にとって契約の清算と結びつく経済的不利益を回避するという利益があるのみならず、契約によって請求の対象となる給付を得るといふ買主の利益にも奉仕する。③売主自身が瑕疵を修補することで、訴訟における防御的主張などが可能になる。④瑕疵担保規定は閉鎖的な特別規定であり、瑕疵担保が問題となる限りで別の規定（債務法総則、不当利得など）の適用

は排除されるという。

(3) BGHの判決とローレンツの見解の相違点

BGH ないし一連の下級審判決の判断に対して学説では比較的批判意見が多いが⁽¹³⁾、ローレンツの見解に着目できる。そこでローレンツのように BGB326 条 2 項 2 文を通じて追履行費用の償還を認める場合、BGH の指摘するような問題が生ずるかについて、検討を要する。

まずローレンツによる解決は追履行の優位をそこなうか。BGB326 条 2 項 2 文を通じて追履行費用の賠償を認めるということは結論として買主自身で追履行を行うことを容認してしまい、追履行の優位・売主の第二の提供の権利が無視されてしまうとも考えられる。しかし追履行の優位の本質を売主が①完全な売買代金を得るため、②契約解除から生ずる相当の経済的不利益を回避するためにあるとみるならば、買主の自己措置に際して、売主が本来追履行に際して負担する必要があった費用のみを負担させるのであれば、この本質が揺るがされることはない。売主自身（あるいは売主の委託による第三者）が追履行を実際に実行するかどうかは追履行の優位とは無関係ではないだろうか。これに対して BGH および下級審判決は、具体的訴訟における攻撃防御手段としての瑕疵の存否などを売主が知る必要があるとして、売主側による追履行の重要性を説く⁽¹⁴⁾。

Ⅲ 改正民法における追完請求権と自己修補の費用の賠償について

1. 追完請求権の位置づけについて⁽¹⁵⁾

改正 562 条において、契約不適合のある目的物の買主は、追完が可能である限りで追完請求をすることができる。改正民法では、買主（債権者）にはその他、損害賠償請求権（415 条）、契約解除権（540 条以下）、代金減額請求権（563 条）が法的救済として用意されているが、追完と要件的にはっきり関連しているものは代金減額のみである。この点、BGB とは異なって、改正民法の条文構造上、追完請求権の優位は明確ではない。しかし損害賠償も契約解除も、履行が可能である場合にはまず履行（の催告）をすることが前提であるように理解できる。さしあたっては追完請求権は他の法的救済に比べて、まず行使されるべき法的救済という体系的な位置づけが（おそらくは無意識的に）与えられていることになる。そこで仮定的結論①として、追完請求権は他の法的救済に比べて優先的に行使されるべきであるとする。

2. 買主自身が追完をした場合の費用賠償の可否およびその手段について

(1) 追完の不能は誰の帰責事由によるものか

それでは、本来的履行の契約不適合が売主の帰責事由による場合、その修正＝追完の可否などについても売主の帰責事由となるのだろうか。改正415条には1項と2項があり、履行不能に基づく損害とそれ以外の損害とに分けているようであるが、いずれにせよ債務者の帰責事由が要件となっている。本来的履行の契約不適合について売主の帰責事由があるという場合、この帰責事由は追完の可否にも及ぶのだろうか。この点についてはすでにIにおいて若干の検討を加えたように、①本来的履行の段階における債務者の帰責事由と②追完の段階における債務者の帰責事由は別個にとらえるべきと考えられる⁽¹⁶⁾。つまり買主自身が追完をしたことで売主の追完は不能となるが、追完の不能について売主に落ち度はなく、415条の要件が満たされないことになる。

ここでドイツにおける諸判例のいうように、追完（追履行）請求という法的救済に優先的地位を与えるのであれば、その保障をするという見地から追完を請求せずに自身で追完をした買主を救済する必要はなく、またそうしてはならないことになる。しかしあらゆる場面でそれでよいとは言えないように思える。例えば売主が買主主張の瑕疵（契約不適合）を認めず、裁判判決を受けたならば追完に応じる用意があると通告してきた場合はどうか。この場合、この売主の行動が履行拒絶（415条2項2号）と判断されれば、この時点で損害賠償の請求等ができるが、そうでなければ買主はまず裁判を提起してからでなければ追完を請求できないことになる。売主が追完請求に応じないが履行拒絶ではないという場合、買主は裁判判決を得るまで契約不適合を修正できないというリスクを負うことになってしまう。最終的に売主の帰責事由が認められて損害賠償請求が可能であれば、このリスクは金銭的に売主に転嫁可能であるが、免れきれない経済的不利益もある（取引機会の逸失など）のではないだろうか。追完請求権の優位という観点から、このリスクをあらゆる場合に買主に負わせることは果たして妥当だろうか。

(2) 危険負担規定の活用

以上のように考えるのであれば、BGHをはじめとするドイツ判例の立場をこの問題に置いて採用することは売主・買主間の利益調整という観点からは少々困難であるように思える。そこで、何らかの方法で買主自らが支出した追完費用の賠償請求権を認めるべきという方向での解決が望ましいといえる。本検討では、先に挙げたローレンツの見解を参考に検討を加えてみる。民法536条2項によると、「債権者の帰責事由による履行不能の場合、債権者は反対給付を拒絶できないが、債務者が債務を免れたことで利益を得たときはこれ

を償還する必要がある」とされており、この規定は BGB326 条 2 項に相当する規定と目される。そうすると、①買主による追完の実施によって売主の追完は不能になった、②買主が追完請求をしていれば売主はその費用を負担するべきであった、③したがって、追完請求をせずに買主自身が追完をしたという場合には 536 条 2 項の要件が満たされ、売主は追完費用を償還する義務を負うといえるのではないだろうか。

ただし、いかなる場合でも 536 条 2 項を通じた追完費用の償還を認めてしまうと、追完請求権の規定やその他法的救済の体系を破壊することになりかねない。そのため、仮定的結論②として、買主自身が追完を行わなければ買主に不当な不利益が生じてしまうという場合に限り、536 条 2 項を通じた追完費用の償還を認めるべきではないか、と思われる。

IV 結語

以上、改正民法において追完請求権をめぐる生じうるであろう問題の一つである、「売買契約の目的物に契約不適合がある場合に、買主が売主に追完を請求することなく自ら、あるいは第三者によって追完をしたとき、その費用の賠償を請求することができるか」という問題を、BGB における同様の問題をめぐる学説や判例の意見を参考に検討した。本検討で得られた結論としては、民法改正によって新たに導入された追完請求権は、第一次的な法的救済として位置づけるべきであり、買主が追完請求をせずに自身で追完をしてしまったという場合、買主自身がまず追完をしなければ不当な不利益が生ずるという場合に限り、536 条 2 項を通じた追完費用の償還を認めるべきである。

注

(1) 目的物に修補可能な瑕疵がある場合に買主自身が瑕疵を除去（修補）したとき、570 条に基づいてその費用の賠償を認める下級審判決が多く存在する。田畑嘉洋「売主瑕疵担保責任に基づく損害賠償と瑕疵修補の関係」九大法学 107 号（2013）56 頁以下（とくに 78 頁以下に詳しい）参照。

(2) 法務省法制審議会民法（債権関係）部会第 94 回議事録 1 頁以下参照。

(3) BGB437 条（瑕疵ある場合の買主の権利）

物に瑕疵がある場合、以下の諸規定の要件が備わっておりかつ異なる定めのないとき、買主は

1 号：439 条によって追履行を請求でき、

2 号：440 条、323 条、326 条 5 項によって契約を解除し、あるいは 441 条によって売買代金を減額することができる、

3 号：440 条、280 条、281 条、283 条、そして 311a 条によって損害賠償を請求でき、あるいは 284 条によって無駄になった費用の賠償を請求できる。

(4) 代金減額および費用賠償についてはそれぞれ解除と給付に代わる損害賠償に「代わる」法的救済として設計されているためいずれにせよ追履行の請求が同じく前提要件となる

(5) 旧 BGB459 条 1 項によると、旧 BGB 売買法において売買目的物に瑕疵がある場合、買主は売主に対して①契約の解除あるいは代金の減額を請求でき（旧 BGB462 条）、②性質保障がある場合（旧 BGB463 条 1 文）、または売主に悪意による黙秘がある場合（同 2 文）には不履行に基づく損害賠償を請求でき、③目的物が種類物である場合には瑕疵なき物の引渡しを請求できた（旧 BGB480 条 1 項 1 文）。修繕について売買法には規定がなかった。この点、瑕疵担保の効果としての修繕請求権については、立法審議の際に

明確に議論されることはなかったという。ウルリッヒ・フーバーによれば、請負契約の場合とは異なって売買契約において売主が目的物の修補の能力を備えていることは前提でないことなどを挙げている。Soergel/Ulrich Huber, Bd.3, SchuldR.2, 12.Aufl., 1991, vor § 459 Rn.16.

(6) Stephan Lorenz, Selbstvornahme der Mängelbeseitigung im Kaufrecht, NJW 2003, 1417.

(7) Soergel/Huber, a.a.O. (Fn.5), vor § 459 Rn.14. 第二委員会において瑕疵担保に関連して瑕疵ある目的物を引渡ししてしまった売主による自発的な代物給付の権利を認めるべきかという議論があったようであるが、結局は認められなかった。これを認めなかった理由の一つとして、瑕疵ある給付が売主に対する不信の理由となるとされていたようである。

(8) BT-Drucks. 14/6040, S.220ff. 政府草案当時の BGB437 条や 439 条の理由づけとして繰り返して述べられているのが、追履行の優位が買主・売主双方の利益に奉仕するという点である。

(9) Stefan Lorenz, ZGS 2003, 398ff. なお、ローレンツによるこの見解は、ders., a.a.O. (Fn.6) における同氏の論考が基礎となっているようである。また、ローレンツと同様に、買主自身による追履行の費用の賠償請求を認める見解として、Ina Ebert, Das Recht des Verkäufers zur zweiten Andienung und seine Risiken für den Käufer, NJW 2004, 1761ff.; Matthias Katzenstein, Kostenersatz bei eigenmächtiger Selbstvornahme der Mängelbeseitigung – ein Plädoyer für die Abkehr von einer verfestigten Rechtspraxis, ZGS 2004, 300ff. (カッツェンシュタインはこれに続いて同様のテーマで五つの論考を公表している) ; Jürgen Oechsler, Praktische Anwendungsprobleme des Nacherfüllungsanspruchs, NJW 2004, 1825ff.; Peter Bydlinki, Die Konsequenzen voreiliger Selbstverbesserung, entwickelt aus den zentralen gesetzlichen Wertungen, ZGS 2005, 129ff.; Beate Gsell, Rechtlosigkeit des Käufers bei voreiliger Selbstvornahme der Mängelbeseitigung?, ZIP 2005, 922ff. ; Carsten Herresthal/Thomas Riehm, Die eigenmächtige Selbstvornahme im allgemeinen und besonderen Leistungsstörungenrecht, NJW 2005, 1457ff.; Phillip Lamprecht, Selbstvornahme des Gläubigers und Vorrang der Erfüllung nach neuem Schuldrecht, ZGS 2005, 266ff.; Christoph Brömmelmeyer, Der Nacherfüllungsanspruch des Käufers als trojanisches Pferd des Kaufrechts?, JZ 2006, 493ff. ただしその方法としては、ローレンツと同様に BGB326 条 2 項 2 文による償還請求を認めるものと、事務管理あるいは不当利得法を通じた救済を認めるものとに分かれる。

(10) BGB326 条 2 項の条文は以下の通り。BGB326 条 2 項 1 文：「債権者が、275 条 1 項ないし 3 項に従って債務者が給付をする必要がない事情の原因について唯一責任を負うか、あるいは主として責任を負う場合、または債務者に責めに帰すべき事由のないこの事情が債務者の受領遅滞中に発生した場合、債務者は反対給付請求権を有する。2 文：「しかしながら債務者は、給付からの解放のために支出を免れたもの、その労働力を別の方法で用いることによって取得したもの、あるいは取得することを悪意で懈怠したものを計算する必要がある」。

(11) たとえばケンペン区裁判所 2003 年 8 月 18 日判決 (MDR 2003, 1406f.) やギーゼン地方裁判所 2004 年 3 月 10 日判決 (NJW 2004, 2906f.) がそうであった。これらの下級審については紙幅の都合上省略する。なお、ギーゼン地裁の判決は次に扱う BGH 判決の下級審でもある。

(12) BGB637 条 1 項：注文者は、仕事の瑕疵に基づいて追履行のために設定した適切な期間の徒過後、請負人が追履行を拒絶する理由がない場合、瑕疵を自ら除去し、必要な費用の賠償を請求することができる。

(13) 前掲注 (9) 参照。BGH をはじめとする判例に賛同する学説として、Barbara Dauner-Lieb/Wolfgang Dötsch, Selbstvornahme im Kaufrecht?, ZGS 2003, 250ff. (ダウナー・リープはこの後も同様のテーマの論考を共著あるいは単著で複数執筆している) ; Wolfgang Dötsch, Rechte des Käufers nach eigenmächtiger Mängelbeseitigung, MDR 2004, S.975ff.; Ulrich G. Schröter, Kostenersatzanspruch des Käufers nach eigenmächtiger Selbstvornahme der Mängelbeseitigung?, JR 2004, S.441ff.; Carsten Herresthal/Thomas Riehm, Die eigenmächtige Selbstvornahme im allgemeinen und besonderen Leistungsstörungenrecht, NJW 2005, 1457ff.

(14) ただしこの点に関しては、ローレンツは売主の利益のほかに裁判所自身の訴訟経済という利益が考慮されているとして批判をする。Stephan Lorenz, Voreilige Selbstvornahme der Nacherfüllung im Kaufrecht, NJW 2005, 1321ff.

(15) 改正民法における追完請求権の位置づけについては、中村肇「改正民法における売買の追完規定の検討」伊藤進先生傘寿記念論文集編集委員会『現代私法規律の構造』(第一法規, 2017) 147 頁以下がすでに検討を加えており、こちらも参照されたい。

(16) 否定することも考えられるが、その場合、買主自身が追完をした場合でも、契約不適合そのものについて売主に帰責事由があることから損害賠償をすることができることになるが、415 条と 562 条の規定構造などからいささか問題と思われる。